

○大府市市民芸人の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笑いによる健康づくりに資するため、市民芸人の登録及び活用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民芸人」とは、「笑い」のための知識、技能、経験等を有するもののうち、次条に定める登録要件を満たすものとして大府市に登録されたものをいう。

(登録要件)

第3条 市民芸人として登録できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市民に対し、笑いを提供できる個人又は団体
- (2) 前号の規定にかかわらず、次に該当する者は除く。
 - ア 登録した内容について、市民に公開することを承諾しない者
 - イ 営利を目的とする者
 - ウ 特定の政党の利害に関する事業を目的とする者
 - エ 公私の選挙に関係し、特定の政党及び候補者を支援することを目的とする者
 - オ 特定の宗教を支持し、布教することを目的とする者

(申請)

第4条 市民芸人として登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、大府市市民芸人登録申請書（第1号様式）を市長に申請しなければならない。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは登録を決定し、大府市市民芸人登録決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更届)

第6条 市民芸人は、前条の規定により決定された内容に変更があるときは、大府市市民芸人登録変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(取消し)

第7条 市民芸人は、登録の取消しをしようとするときは、大府市市民芸人登録取消届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、市民芸人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める登録要件に適合しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

3 市長は、前項の規定により、登録を取り消すことを決定した場合は、大府市市民芸人登録取消決定通知書（第5号様式）により、当該市民芸人に対して通知しなければならない。

(市民芸人の活用)

第8条 市長は、市民の要請に応じて登録者を紹介するものとする。

- 2 講師依頼や手配、謝礼等については、講師の活用を希望する者が責任を持って行うものとする。
- 3 市長は、市民芸人の活躍の場として、市主催のイベント及び講座において積極的にその活用

に努めるものとする。

4 市長は、市民芸人の能力の向上のために必要な講座の実施に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。